HIMAWARI Women & Men Information
女と男の情報紙
ひまわり
Vol.39
2025.3.1

特集
男女共同参画社会の実現に向けて
私たちの生き方「虎に翼」から考える男女共同参画社会



「ひまわりも育てています」 陽なたさんの作品

第19回 熊谷市男女共同参画推進表彰

昨年11月に開催した「第45回フォーラムくまがや2024」において、男女共同参画の推進に貢献する取組が評価され、次の3者が表彰されました。本表彰は、熊谷市男女共同参画推進条例に基づき、平成18年度から実施しており、男女共同参画社会の実現に向け、積極的に男女共同参画の推進に関する取組を実施している市民及び事業者を表彰するものです。(順不同)

医療法人クレモナ会　ティーエムクリニック

「今よりもっと幸せな職場環境の実現」をモットーに、ワーク・ライフ・バランスの推進のため男女共に仕事と家庭の両立ができるよう様々な支援を行い、「埼玉県多様な働き方実践企業」認定制度のプラチナ認定を受けています。

また、職員とその家族の健康を守るため健康経営にも積極的に取り組み、「健康経営優良法人ブライト５００」に認定されるなど、誰もが自分らしく生き生きと活躍できる職場環境づくりに取り組んでいます。



株式会社　奈良不動産

地域密着型で様々なイベント等の活動を行う女性グループ「ナラティブサポーターｆａｎｆａｎ」を立ち上げ地域の女性たちの活躍の場を提供し子育て世代の女性たちの交流や活動を支援することで地域の活性化に貢献しています。ナラティブサポーター等の女性の意見を家づくりに取り入れることで、女性の視点からの家づくりを行い、女性活躍支援も行っています。

また、職員が気楽に意見を言える雰囲気づくり、勤務時間の弾力的取扱いなど、家庭生活と仕事の両立に向けた柔軟で働きやすい職場環境づくりを推進しています。



社会福祉法人　みたけ会　みたけ保育園

仕事と育児等との両立支援、職員の勤務形態の弾力的取扱いなどを行い、超過勤務にならないよう柔軟に勤務体制を整えることで、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。「埼玉県多様な働き方実践企業」認定制度のシルバー認定を受け、全ての職員が最大限の力を発揮し、安心して働き続けることができる環境を整備しています。

また、職員が働きやすい職場環境づくりだけでなく、社会で活躍する女性の支援にも長年にわたり取り組んでいます。





私たちの生き方
「虎に翼」から考える
男女共同参画社会



※男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージで社会の役割分担を決めつけるのではなく、一人一人が持っている個性や能力を十分に発揮できる社会のことです。

昨年４月から放送され、９月に完結したNHK連続テレビ小説「虎に翼」は大正から昭和にかけて、女性で初めて弁護士・裁判官・裁判長になった三淵嘉子さんをモデルにした物語でした。憲法14条を軸に、主人公や多様な背景を持つ登場人物たちが、差別や不平等、家庭や社会の様々な困難に勇敢に向き合っていく物語。ドラマを通じて現代にもつながる課題を浮き彫りにし、若い世代や、SNS上でも話題になりました。

今回は改めて時代を振り返りながら、男女共同参画の実現を阻む問題について、皆さんと考える機会にしたいと思います。

三淵嘉子（みぶちよしこ）さんてどんな人？



明治大学史資料センターより

1914年生。当時、女性が弁護士になる道が険しい中、女性初の弁護士の一人です。
時代を切り拓き、懸命な努力を重ね、司法界の女性先駆者として、初の女性判事、家庭裁判所所長として活躍されました。戦後、司法省民事部民法調査室に配属され、明治民法の家制度を廃止した新民法の改正作業に関わり、家庭裁判所視察団として米国へ出張、日本の家庭裁判所設立にも携わりました。
女性や子どもの権利擁護に取り組まれ、常識に囚（とら）われず、少年少女の個々の事情をくみとって最適な更生の道を模索する仕事ぶりから「家庭裁判所の育ての親」と呼ばれた方です。
三淵さんは、裁判官を退官後も労働省の男女平等問題専門家会議の座長を務めました。
この会議の内容が、**「男女雇用機会均等法」**に活かされました。
朝ドラの最終回では**「男女共同参画社会基本法」**成立のニュースが流れていました。

女性は結婚して家に入ることが当たり前だった時代です。当時は司法試験に合格しても、女性は裁判官にはなれませんでした。（ただし、裁判官は男性に限るという明確な規定は存在しなかった）同じ試験に合格しても、なぜ女性は除外されるのか？男女差別が著明にありました。今は、女性も大学進学や職業選択の自由はありますが、女らしくとか、母親らしくとか、今でも私たちが何となく縛られている「○○らしさ…」がありますね。



男性にも「男は仕事をして家計を支えるべき」「長男だから実家に戻るべき」「男は弱音を吐いてはいけない」など「男ならこうするべき」と伝統的な「男らしさ」を求める意識が強いですね。その中で男性が背負っているものも大きいと思います。
これも、時代を超えて引き継がれたものですよね。



「男女雇用機会均等法」では妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇など不利益な取扱いは法律で禁止されました。その結果として男性の育児休暇の取得は進んだけれど、今もなお女性は妊娠すると同じようなキャリアで働きにくい現状があります。働き方の多様化が進み、みんなが働きやすくなることが望まれるわね。



「虎に翼」では家庭で家族を支える女性の立場や、戦争後の混乱の中での家庭裁判所の設立、親に拒否された子ども、障がいのある人、外国籍の人、社会的マイノリティなど…社会で声をあげにくい人たちも描かれていました。それぞれの人が「自分らしく生きられるにはどうしたら良いのか？」というメッセージが込められていましたね。



1947年に施行された日本国憲法には、第14条で初めて「法の下の平等」がうたわれました。
それ以前の日本では、人権は一部の人に認められ、平等とはほど遠いものでした。
明治時代の民法に定められた家制度により、家長となり家督を継ぐのは原則長男であり、男児を生まない嫁は非難され、離縁されることもあり、性別や身分の差が歴然としていました。さらに、女性には参政権もなく、選挙で投票できるようになったのは1946年からです。

まとめ

三淵嘉子さんたちの活躍のおかげで私たちの社会は、生活・文化・生活様式など、様々な面で男女共同参画社会への道が拓かれましたが、まだまだ十分なものではなく、課題や生きづらさは今も私たちの中に残されています。「虎に翼」が世代を超えて共感を呼び、話題になったのは、今の私たちの一部のように、日常生活と重なることが描かれていたからだと思います。
男女共同参画社会の実現は誰かにではなく、私たち一人一人の気づきと努力が必要です。性別の垣根を超え、お互いに支えあって、私たちも次世代につなげていきましょう。

輝いてます！

街で出会った いきいきさんを ご紹介します

「西の花園・東の熊谷」ラグビーの聖地を支えるボランティアたち

埼玉県ラグビーフットボール協会 ボランティアチーム「BAND」



熊谷ラグビー場は、「西の花園、東の熊谷」とラグビーの聖地として並び称され、多くのラグビーファンに愛されています。熊谷を本拠地とするワイルドナイツが活躍するリーグワンをはじめ、社会人、学生、女子、そして小学生やちびっ子たちが参加する試合まで、様々なラグビーの試合が開催されています。その多くの大会を陰で支えているのが、埼玉県ラグビーフットボール協会（以下、県ラグビー協会）のボランティアチーム「BAND」の皆さんです。

BANDは、2017年にラグビーワールドカップ2019（以下、W杯2019）の熊谷開催に向けて、ボランティア活動の土台作りを目的に県ラグビー協会が立ち上げました。当初は県内の中高ラグビー部の保護者を中心に参加を呼びかけ活動がスタート。それが基盤となり、W杯2019の時に、大規模なボランティア活動へと発展しました。

その後も活動を続けたいという多くのボランティアが集まり、現在は県内外から約140名が登録しています。

取材当日は、強風の中、大学ラグビーの試合が行われていました。インフォメーションテントでは会場案内やベビーカーの預かり、場内の各ゲートでは座席案内、近くのバス停から会場への誘導など、BANDメンバーが様々な場所で円滑な試合運営をサポートしていました。

メンバーは、観客の皆さんに快適に過ごしてもらうため、常にアイディアを出し合い、その場に応じて主体的に動き、丁寧で誠実な対応が訪れた人たちから高く評価されています。

試合後には観客とのハイタッチも行われ、試合の高揚感をさらに盛り上げ、笑顔を作り出しています。

BAND事務局の四分一さんは、「コロナ禍でハイタッチができなくなり、観客の方とのふれあいが喜びの一つだと改めて実感しました」と話します。

県ラグビー協会BANDのリーダーである廣瀬さんは、「熊谷ラグビー場は駅から少し遠いため、足を運ぶのが難しいという声もあります。しかし、来てくださった方には『熊谷に来てよかった、また来たい』と言ってもらえるような活動を続けていきたい」と、今後の意気込みを語ってくれました。



ひとりで悩んでいるあなた、一度相談してみませんか？

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力（DV）に悩んでいる方、自分が我慢すればと思わずに、相談してください。どんな小さなことでも、相談員がお聴きし、一緒に考えます。電話相談は匿名でもお受けしていますので、まずはお電話ください。

詳しくはこちら

◆ハートピア相談室　☎048-599-0015

相談名	相談日	時間
電話相談・面接相談（予約不要）	月～金曜日、第1・第3土曜日（祝日、年末年始を除く）	9:00～17:15
弁護士による相談（要予約）	隔月1回（偶数月）	10:00～11:30
臨床心理士による相談（要予約）	毎月1回　偶数月…第4金曜日　奇数月…第4水曜日（祝日の場合は変更）	9:00～16:00
保健師による相談（要予約）	毎月2回　第2・第3水曜日（祝日を除く）	13:30～15:30

（各相談とも、無料・秘密厳守）



「ひまわり」泉さん（柿沼）の作品

◆◆◆募　集◆◆◆

★表紙やカットとして掲載する「ひまわり」の絵・写真・その他の作品を募集します。

★「輝いてます！」（市内で活躍されている方の紹介）のコーナーに登場してくださる方を募集しています（自薦・他薦は、問いません）。

※両募集とも、応募多数等により掲載にならない場合がありますが、ご了承ください。

★本紙へのご意見、ご感想をお寄せください。

【応募・問い合わせ】

〒360-0037
熊谷市筑波三丁目202番地 ティアラ21（4階）
熊谷市男女共同参画推進センター「ハートピア」
・TEL　048（599）0011
・FAX　048（599）0012

編集後記

私は朝ドラ「虎に翼」を夢中で見ていました。男尊女卑社会の中で、社会進出を目指す女性の苦悩や成功を描くドラマに留まらず、登場人物たちがぶつかる問題が、現代にも繋がる問題なのだと気付かされていきました。固定観念に「はて？」と疑問を持ち果敢に挑んでいく主人公、主婦として家庭を守る義姉、男装している女性、夫から支配される妻、LGBTQのカップルなど、様々な背景を持った登場人物たちが抱える問題は、今、男女共同参画社会の実現のための課題そのものです。ドラマだからこそ、共感し、時には疑問を持ち、登場人物に感情移入することで社会の問題を自分のこととして、考えることができました。「ひまわり」も様々な課題や事柄を取り上げますが、皆さんが、自分事として男女共同参画社会について考えていただけるような紙面を作っていかなければ、と気持ちを新たにしました。（秋元）

〈編集員〉
秋元　留美子　井上　紀子　坂東　輝美
峯岸　克友　吉田　知重子

■発行日　令和7年3月1日（年2回発行）　■発行　熊谷市　■編集　男女共同参画室（ハートピア内）・「ひまわり」編集員会
「ひまわり」Vol.39は、71,500部作成し、印刷・製本にかかる市の負担は、1部当たり7円です。